

## 高齢者世帯に対する粗大ごみの戸別収集の開始について

## 1. 結論

令和3年4月1日から高齢者向けの福祉サービスとして下記対象者及び収集条件で粗大ごみの戸別収集を実施する。

- (1) 対象者 ① 75歳以上の高齢者のみ世帯  
② その他市長が必要と認めた世帯

※後期高齢者医療制度の被保険者、日本老年学会・日本老年医学会の高齢者の定義が75歳以上。自動車免許更新時に認知機能検査・高齢者講習の受講が必要となる年齢。

※「②その他市長が認めた世帯」とは、障がい者や介護の必要な方の世帯などで高齢福祉課又は福祉課などが必要と判断した世帯とする。

## (2) 収集条件

- ①収集品目はステーション収集の粗大ごみに限定する（目途は長さ1m以下、重さ50kg以下）。
- ②粗大ごみが玄関の外まで運んであること。
- ③戸別収集の実施指定日は月1回（水曜日）を目途に対象者と調整。
- ④料金は粗大ごみシール（1枚520円）での徴収とする。
- ⑤通常の燃やすごみ等の排出は、地域力の向上（福祉団体、地域団体等）による地域の助け合いに期待。

## 2. 実施方法

- (1) 高齢者本人若しくは支援団体等（以下 依頼者）から高齢福祉課へ連絡（電話）。
- (2) 高齢福祉課において対象となる世帯かどうかの判定を行い、三の倉センターへ連絡。
- (3) 三の倉センターから依頼者へ連絡し、収集日の調整、排出場所及び品目・個数を聴取する。
- (4) 依頼者は粗大ごみシールを購入する。指定日に粗大ごみにシールを貼り、排出場所へ出しておく。
- (5) 三の倉センターは、調整した収集日に戸別収集を実施。

## 3. 一般廃棄物収集運搬許可業者との違い

	多治見市	許可業者
ごみの種類	粗大ごみのみ	制限なし
大きさ	1m以下、50kg以下	制限なし
排出の指定	家の外	家の中も対応

#### 4. 近隣自治体の対応状況

自治体名	料金	対象
土岐市 (ふれあい収集)	粗大ごみシールが 必要	65歳以上の高齢者、障がい者のみ世帯
瑞浪市	2,000円/回 +従量制	65歳以上の要介護者 全てのごみを対象
春日井市 (さわやか収集)	無料(戸別訪問での 世帯認定後)	通常ごみの戸別収集 65歳以上の介護認定者、障がい者のひとり 暮らし ※粗大ごみは元々、戸別収集
瀬戸市	無料(戸別訪問での 世帯認定後)	65歳以上の要介護者、障がい者のみ世帯 全てのごみを対象

※岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃市等7市では高齢者世帯に限定しない粗大ごみの戸別収集を実施。